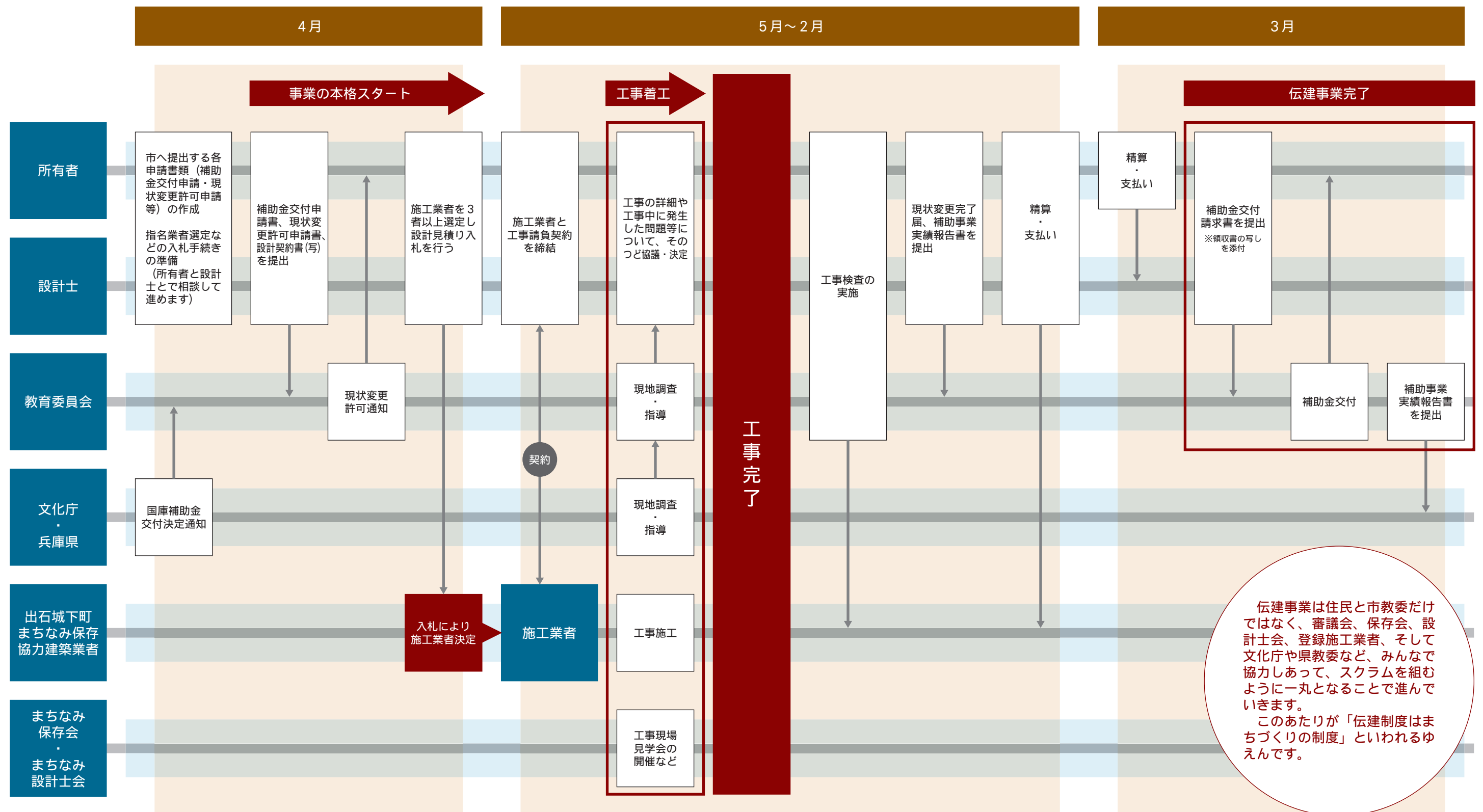


## 修理修景事業の流れ② 「事業実施年度」



伝建事業は住民と市教委だけではなく、審議会、保存会、設計士会、登録施工業者、そして文化庁や県教委など、みんなで協力しあって、スクラムを組むように一丸となることで進んでいきます。  
このあたりが「伝建制度はまちづくりの制度」といわれるゆえんです。

### 施工業者決定の手続きについて

○施工業者は、設計士の協力のもと、所有者が指名競争入札を行うことによって決定します。  
○所有者と設計士が協議のうえ、「出石城下町まちなみ保存協力建築業者登録名簿」から3者以上の業者を選定します。 ※1

○実施設計額をもとに、所有者と設計士が協議して「予定価格」（入札の上限額）を決定します。  
○見積依頼書と金額欄を空白にした設計書、図面類を選定業者に送付します。

○所有者と設計士立会いのもと、提出された設計見積書を開札し、個別金額などから設計意図が十分に伝わっているか確認のうえ、予定金額以下で最低金額を提示した業者を施工業者に決定します。

○複雑な仕組みに感じますが、所有者は考えを伝えるだけで、各手続きは設計士が行います。

※1 「親戚に建築業者がいて、入札に参加させたい」などの場合、事情によっては登録名簿以外の業者でも入札に参加できることがあります。